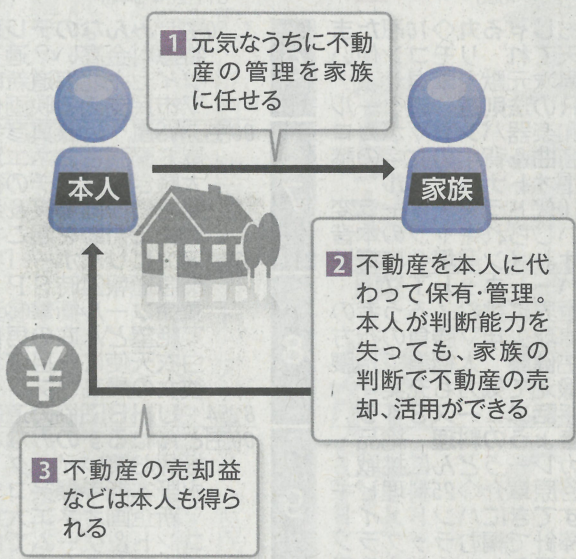


財産管理 家族運用に注目

人生の終末の準備をする「終活」が話題になる中、信頼できる家族に財産の管理を任せる「家族信託」への関心が、道内でも高まり始めている。財産の所有者が元気なうちに家族信託を利用すれば、認知症や事故などで判断能力を失っても、家族が不動産を処分したり、資産を運用したりしやすくなる点が注目されているようだ。

家族信託の一例



家族信託の仕組みを説明するパンフレット。札幌でもセミナーが開かれるなど関心が高まっている



10月25日、札幌市内で開かれた家族信託をテーマにした土地活用セミナーには、大荒れの天気にもかかわらず、ほぼ満席の約120人が詰めかけ、「相続のセミナー」としては異例の盛り上がり（主催者）だった。落語家が軽妙な語り口で仕組みを説明し、参加者からは「家族信託を使って財産を子供に託したい」（札幌市内の70代女性）といった

感想が聞かれた。

家族信託は2006年の信託法改正に伴い導入された。財産の所有者やその家族が、弁護士や司法書士、

行政書士と相談しながら契約を結ぶのが一般的だ。

具体的に想定されているのは、親が認知症や事故などで判断能力を失うケース。成年後見制度を使って子どもが財産管理を代行する場合、親の生活費の捻出といった特段の理由がないと家や土地などの不動産を処分するのは難しい。しかも、処分するには家庭裁判

家族信託 財産を持っている人が信頼できる家族に不動産や預貯金の管理を任せる制度。2006年に信託法が改正され、家族信託に関する規定が整備された。財産を持っている人が認知症や事故などで判断能力を失うと、不動産などの売買契約が認められなくなる。元気なうちに財産の管理を任せておけば、判断能力を失っても不動産を処分することができる。家族信託の契約事項には財産を所有者の死後に誰が受け継ぐかも書き込めるなど、遺言の機能も持たせられる。家族信託を成立させるには手続きが煩雑なため、弁護士や司法書士ら専門家に契約書面の作成などの実務を行ってもらうのが一般的だ。

所に申し立てて許可を得る必要がある。成年後見制度は所有者の財産の保護が目的で「財産は本人の生活のために使われるべきだ」という考えに基づくからだ。これに対し、家族信託は契約で条件を決めて積極的に財産を運用することが可能となっている。例えば、不動産を持っている親が元気なうちに子どもと契約を

結んでおけば、判断能力を失ってからも管理を託された子どもが親との契約に従って不動産を売って現金化できるほか、財産を使って株式投資も行える。売却益は親も得ることができる。一般社団法人家族信託普及協会（東京）は「終活で高齢者が遺言書やエンディングノートを作るようになり、相続について真剣に考えるようになった。終活が話題になり始めた一昨年ごろから、全国で家族信託に関するセミナーが急増している」と説明する。

札幌では、昨年9月に公認会計士と弁護士、司法書士が業務横断的に、家族信託を専門的に扱う株式会社「つなぐ相続アドバイザーズ」を設立し、月2回程度セミナーを開いている。深谷陽次郎社長（37）は「成立した家族信託は10件ほどに上った。不動産の所有者が申し込むほか、子どもが親の健康を心配して相談するケースが多い」と語る。

「信託」セミナー急増 元気なうちに

北見では、9月に行政書士らが設立した一般社団法人「終活サポートセンター」が専門スタッフをそろえ家族信託の相談に応じる体制を整えた。これまでのところ相談はないというが、制度が知られるにしたがい増えるの見込みである。